

要 望 書

令和5年8月18日

大 分 県 市 長 会

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

令和5年8月18日

大分県市長会会長 中 野 五 郎

大分市長
別府市長
中津市長
日田市市長
佐伯市長
臼杵市長
津久見市長
竹田市長
豊後高田市長
杵築市長
宇佐市長
豊後大野市長
由布市長
国東市長

足長奥棕田中川土佐々永是川相松
立野塚野中野野居木松永野馬井
信恭正美利五幸昌敏
也絃典子明郎男弘夫悟治敏重治

要 望 書

以下のとおり要望します。

おおいたさくら猫プロジェクトの事業継続について

大分県は、猫による環境問題と望まれない繁殖を防止することを目的に、猫の無料不妊去勢手術を行う「おおいたさくら猫プロジェクト」を実施している。

この事業による手術件数は、県内全体の数値は公表されていないが、臼杵市では令和2年度が107頭、令和3年度が156頭、宇佐市では令和2年度が3頭、令和3年度が45頭で、猫の増加による環境問題と殺処分数の減少に寄与しており、県内全体では相当な効果があると見込まれる。

令和3年3月に改訂された「大分県動物愛護管理推進計画（第3次）」では、令和12年度までに犬・猫の殺処分数を平成30年度に比べ50%減少することを指標として掲げているが、この事業は令和2年度から令和5年度を期間としており、令和6年度以降の事業実施については明言されていない。

については、継続的な事業実施によりこの事業の効果は高まると考えられることから、令和6年度以降についても引き続き「おおいたさくら猫プロジェクト」の実施を要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

復興事前準備に係る取組の推進及び支援について

大規模災害からの復興においては、法に基づく復興計画への着手と策定に時間を要し、復興が遅れ、その間の住民の意向変化等に対応することに多くの困難が伴うことが課題として挙げられている。

その対策として、災害が発生した際の被害状況を想定し、復興プロセス（初動・応急から復旧、復興までの手順と対処等）や復興ビジョン（復興まちづくりの目標や方針等）を事前に検討する「復興事前準備」は、効果的であるといえる。

国においては、防災基本計画、国土強靱化基本計画等に「復興事前準備」が位置づけられ、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」の創設、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の公表、都市防災総合推進事業（国土交通省、国費率1／3）による財政支援など、地方公共団体の取組を推進している。

他の都道府県においては、特に南海トラフ巨大地震での津波被害が想定される静岡県、愛媛県、高知県などで事前復興指針・計画等が既に策定されており、市町村等の取組にもつながっている。

大分県内の市町村においても今後、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が想定され、復興事前準備が重要であるが、取組にあたっては国、県、近隣市町村等との連携及び調整が必須であり、県としての指針等がない現状では、単独の市町村での取組は困難である。また、取組に係る調査等に要する経費も、国の財政支援はあるものの、依然として負担が大きい。

以上の状況を踏まえ、大分県において事前復興指針・計画等を策定し、県内市町村の取組を推進されることを要望する。併せて、県内市町村の実情に応じた取組に対する技術的支援及び財政支援を要望する。

《県担当部署》 生活環境部 防災対策企画課
土木建築部 都市・まちづくり推進課

要 望 書

以下のとおり要望します。

外国人材受入環境整備支援制度の創設及び拡充について

人口減少が進み、企業等の人材獲得競争が激しくなる中、外国人材は今後、益々貴重な存在になるものと考えます。企業等の働き手不足が深刻化する中、外国人材の確保が求められている。

外国人材の適正・円滑な受入れ促進に向けた取組を行うため、県と市町村が足並みを揃え、企業等が必要とする外国人材を適正に受入れる体制を構築すべきである。

外国人材を受け入れるためには、企業側の理解と受入体制の強化が必要不可欠である。外国人材を受け入れる企業に対する住居確保に係る建設・改修費、監理団体へ支払う手数料、現地面接に係る渡航費用等の一部補助など、支援策を創設する必要があると考える。併せて、これまで実施されてきた介護福祉施設への支援を拡充し、日常生活に付随した費用への助成の拡充も必要であると考えます。

また、企業が求める外国人材を育成するためには、日本語教育に携わる事業者を支援することも必要であると考えます。

以上のことから、外国人材を受け入れる企業及び介護福祉施設等への支援制度の創設及び拡充を要望する。

《県担当部署》 企画振興部 国際政策課
福祉保健部 高齢者福祉課
商工観光労働部 雇用労働政策課

要 望 書

以下のとおり要望します。

「生活交通路線支援事業費補助金（運行費補助金）」の 算定方法について

市町村では、民間路線バス系統の維持のため、運行経費に対して補助を行っている。その補助している市町村に対し、大分県が「生活交通路線支援事業費補助金（以下、「運行費補助金」という。）」の要綱を策定し平成 21 年度から補助が行われている。

運行費補助金を算定するにあたり、要綱策定後の平成 21 年度以降に市が補助を開始した系統では、その全額が補助対象経費となるのに対し、平成 20 年度以前から運行している系統では、補助対象経費が減額算定されるため、運行費補助金に乖離が生じるとともに、全体の運行費補助金額も減額されている。

については、民間路線バスの運行をより安定的に行い、住民の交通手段を確保するため、現実に即した運行費補助金の算定方法に見直すよう要望する。

なお、見直しに当たっては、民間路線バス以外の運行費補助金に影響を及ぼすことがないよう併せて要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

歩行者横断用信号機及び照明付き横断歩道標識の 設置の促進について

現在、県内には横断歩道が 7,566 箇所あり、うち車両の通行を制御する信号機のない横断歩道は 5,381 箇所である。

道路交通網の整備により新設された路線や拡幅された路線などは、通過車両が比較的多く、信号機のない横断歩道では歩行者の横断の危険度が高い。

また、横断歩道周辺に照明がない場所では、夜間や夕暮れ時はドライバーが横断歩道や歩行者に気づきにくく、より危険度が高まることから、交通事故の発生を防止するには、押しボタン式信号機や照明付き横断歩道標識の設置が有効である。

県公安委員会においては、地域等からの要望により信号機や標識が設置されているところであるが、近年、県内での新規信号機設置数は年間 2、3 件程度と非常に少ない状況である。

地域の交通安全を確保するため、交通量や歩行者の動線など、科学的根拠に基づいて、歩行者横断用信号機や照明付き横断歩道標識の予算確保を要望する。

《県担当部署》 公安委員会

